

令和7年度 環境関連補助制度のお知らせ

ぜひ、ご活用ください。

住宅用エネルギーシステム設置費用

問合せ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401



再生可能エネルギーの利用を促進するため、住宅用エネルギーシステムを設置する方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

対象

町内で、自ら居住している住宅、または自ら居住するために新築する予定の住宅に住宅用エネルギーシステムを設置する方。

※次の①～④に該当する場合は申請できません。

- ①法人の場合 ②賃貸目的の場合
- ③太陽光発電システムおよび蓄電システムの増設で申請する場合
- ④太陽光発電システムおよび蓄電システムが設置済みの中古住宅を購入する場合

申請開始日 4月1日(火)～（申込順）

- 補助内容**
- ・太陽光発電システム設置：50,000円
 - ・太陽光発電システムとHEMS同時設置：60,000円
 - ・蓄電システム設置：50,000円
 - ・蓄電システムとHEMS同時設置：60,000円

※**事前申請が必要**。各システム工事着工は、補助金交付決定以降であること。

申請方法 所定の申請書に必要書類を添えて、環境課窓口（環境センター）へ持参または郵送。

申請書は、環境課窓口または町ホームページで取得いただけます。詳しくは、町ホームページ（右QRコード）をご覧ください。



電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・V2H設備導入費用

問合せ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401



地球温暖化の防止や大気汚染の改善を目的に、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・V2H設備を導入する方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

対象 町内に住所を有し、自らが使用する目的で次世代自動車等を導入する個人の方

申請開始日 4月1日(火)～（申込順）

申請方法 所定の申請書に必要書類を添えて、環境課窓口（環境センター）へ持参または郵送。

- 補助内容**
- ・電気自動車：30,000円
 - ・プラグインハイブリッド自動車：30,000円
 - ・V2H設備：30,000円

※**事前申請が必要**。新車新規登録月日またはV2H設備の設置工事着工は、補助金交付決定以降であること。※中古自動車、残価設定型ローンおよびリース契約での購入は対象外。

※車検証の所有者または使用者の名義が申請者となり、かつ、使用の本拠の位置が町内であること。V2H設備については、町内で自ら居住する住宅に設置するものであること。

申請書は、環境課窓口または町ホームページで取得いただけます。詳しくは、町ホームページ（右QRコード）をご覧ください。



家庭でできるリサイクル生ごみ処理容器等購入費

問合せ 環境課 廃棄物資源担当 ☎ (38) 0401



家庭から排出される生ごみを減量するため、生ごみ処理容器および電気式生ごみ処理機を購入した方に、購入費の一部を補助します。

対象 町内に住所を有している方（法人を除く）

補助金額 容器等の購入額の3分の2（消費税分は除く）
生ごみ処理容器

（上限）1基につき4,500円まで

生ごみ処理機

（上限）1基につき20,000円まで

申請開始日 4月1日(火)～（申込順）

申請方法 所定の申請書に必要書類を添えて、環境課窓口（環境センター）まで持参。

※年度内における補助は、1世帯それぞれ1基まで。詳しくはお問合せください。

杉戸町コミュニティセンター 2025年前期「ココティスクール」 開講のお知らせ

申込・問合せ

杉戸町コミュニティセンター
☎ (53) 7400

ココティスクールでは、「文化・芸術」「健康・福祉」「生活・実用」など、幅広いジャンルの講座をご用意しています。新しい趣味を見つけたい方、毎日をもっと楽しみたい方、ぜひ一緒に学びませんか？個々の講座の内容はココティスクールホームページよりご覧ください。皆さまのご参加をお待ちしております。

開講期間 4月～9月

場所 杉戸町コミュニティセンター

申込方法 ココティスクールホームページ（右記QRコード）よりウェブ申込または電話、杉戸町コミュニティセンター窓口にて申込



令和7年度の学生納付特例申請受付を 4月1日(火)から開始します

申込・問合せ

町民課 国民年金担当 内線253・453
春日部年金事務所 国民年金課 ☎048 (737) 7112

日本国内に住むすべての方は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、国民年金保険料の納付が義務づけられていますが、学生には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。令和7年度分保険料の申請受付を4月1日から開始します。

受付開始日 4月1日(火)

申請期間 令和7年4月分から令和8年3月分

- 対象**
- ・申請者本人の前年所得が所得基準額以下の学生
 - ・学生納付特例制度の対象となる学校の学生

持ち物

- ・本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）
- ・基礎年金番号のわかるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書）
- ・有効期限内の「学生証」または「在学証明書（原本）」
- ・失業した方は「雇用保険被保険者離職票」「雇用保険受給資格者証」など

詳細は日本年金機構のホームページでご確認ください。



国民年金手続の電子申請ができます

申込・問合せ

春日部年金事務所 国民年金課
☎048 (737) 7112（自動音声②→②）

これまで国民年金に加入される方は、年金事務所または町役場に出向いて手続きする必要がありましたが、マイナポータルからスマートフォンにより簡単に電子申請ができます。対象となる手続は、お勤め先を退職した場合などの国民年金（第1号被保険者）へ加入する手続きのほか、国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例の申請などが可能です。

電子申請の利用方法については、日本年金機構ホームページで動画も公開しておりますので、ぜひご利用ください。
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html



ホームページ・動画はこちら

剪定枝粉碎機で雑木をチップ化しましょう

問合せ 環境課 廃棄物担当 ☎ (38) 0401

町では、木質系廃棄物リサイクルと可燃ごみ発生抑制のため、剪定枝粉碎機の貸出を行っています。

対象

- ・町内に住所を有し、かつ、居住する者
- ・町内で活動する自治会、町内会、PTA、こども会、老人クラブ等、営利を目的としない団体
- ・町内の幼稚園、保育園、小・中学校、高等学校

粉碎能力 枝の直径30mm程度（固い木、竹等は不可）

貸出機重量 25kg

費用 無料（使用に関する費用は自己負担）

貸出場所 環境センター

持ち物 本人確認ができるもの

※粉碎機により粉碎した剪定枝葉は、たい肥または雑草の発生抑制等として有効利用してください。

